

ID: 188

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	許可の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第7条		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (許可の更新手続) 第7条 占有等の許可の期間満了後、占有等の許可の更新をしようとする者は、当該占有等の許可の期間満了の日の30日前までに、市長に更新の申請をし、許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日